

地価税の明細書

Q: 私は昨年から地価税の納税義務者です。昨年の申告の際、「土地等の明細書」に全部の土地等を記載しましたので、今年は異動があった土地等だけでよいそうですが、路線価が変わっている場合は記載が必要でしょうか。

A: 路線価や倍率が変わったにすぎないものは、異動があった土地等に該当しませんので、土地等の明細書に個々に記載する必要はありません。

【解説】

地価税の申告書に保有する土地等の全部を記載した「土地等の明細書」を添付して提出した者は、その提出した年分の翌年分以後4年間に限って、明細書に異動があった土地等のみを記載することができることとされています。ただし、申告書を提出しない年分がある場合には、その翌年分以後最初に提出する申告書に添付する明細書には保有する土地等の全部を記載しなければなりません。

なお、異動があった土地等とは次の土地等をいいます。

- (1)前年の課税時期後1年以内に取得した土地等
- (2)前年の課税時期後1年以内に譲渡した土地等
- (3)前年の課税時期後1年以内に土地等の価額の算定基礎となる事項に異動があった土地等
 - ①用途変更により、課税価格特例土地等や非課税土地等に該当しなくなった土地等
 - ②利用の仕方が変わったことにより、面積、評価方法が変わった土地等
 - ③倍率方式で評価する土地等で固定資産税評価額の評価替えがあったもの

